

入札（見積）結果調書

令和8年度

契 約 番 号	第11-51-00003号		
件 名	水道局じん芥収集運搬業務		
入札(見積)年月日	令和8年3月10日	10時	00分
入 札(見積)場 所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	下記単価に当該単価の100分の10に相当する額を加算した金額	主管課	11 総務課
		最低制限価格	無
工 種(業 種)	290 その他		
落札(決定)業者	(一財)札幌市環境事業公社		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(一財)札幌市環境事業公社		単価①6,000円 単価②5,150円 単価③6,000円					決定
備 考 【単価契約】 別表参照。							

別 表

	単 価
一般ごみ	6,000円/m ³
資源化ごみ1	5,150円/m ³
資源化ごみ2	6,000円/m ³

※資源化ごみ1については、週1回以上の定期収集の1回あたりの収集量がおおむね0.5m³以上である場合の金額

※資源化ごみ2については、週1回以上の定期収集の1回あたりの収集量がおおむね0.5m³未満である場合の金額

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 水道局じん芥収集運搬業務

2 事業者名 (一財) 札幌市環境事業公社

3 特定理由

上記業者は、札幌市において、じん芥収集業務を許可されている唯一の業者であるため。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物収集運搬業者としての許可)

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考・この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

- ・この業者特定理由書は、局内各課で執行する令和8年度の「じん芥収集運搬業務」に適用する。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場自動扉保守点検業務
- 2 事業者名 フルテック株式会社札幌支店
- 3 特定理由 藻岩浄水場に設置している自動扉設備はフルテック(株)製及び寺岡オートドア(株) (現 フルテック(株)) 製を採用している。
当該業者は、同メーカーの北海道における唯一の保守点検業者である。
保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確ではない。
また、本自動扉設備は、外来者も使用するほか休日の使用もあり、故障時等には迅速に復旧する必要がある。
したがって、この業務を遂行するための実施体制が確立している上記業者以外の者が施行することは不可能である。
以上より、上記業者との特定随意契約とする。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場エレベーター保守点検業務
- 2 事業者名 ダイコー株式会社 札幌営業所
- 3 特定理由 本業務のエレベーター設備は、上記業者が製作し、納入施工したものである。保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が困難である。また、本エレベーターは障がい者の利用や休日・夜間の使用もあり、カゴ内に人がいての故障等には、迅速な対応が求められる。したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外で本業務を施行することは不可能である。

- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第__号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。